

平成 30 年 7 月 27 日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構  
会 長 堰 八 義 博

平成 30 年度外国人向け周遊パス（Inter City Bus PASS）事業  
委託業務に係る企画提案書の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名  
平成 30 年度 外国人向け周遊パス（Inter City Bus PASS）事業
2. 事業目的  
観光庁が設置した「世界に誇れる広域観光周遊ルート検討委員会」での審査を踏まえ、「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし北・海・道」（申請者：「プライムロードひがし北・海・道」推進協議会）が平成 27 年 6 月 12 日に国土交通大臣認定された。その事業対象地域である 5（総合）振興局内（上川、オホーツク、十勝、釧路、根室）ではこれまで「マーケティング」、「受入環境整備・交通アクセスの円滑化」、「滞在コンテンツの充実」、「情報発信・プロモーション」の 4 項目の各種取組を行ってきた。  
一方、広大なひがし北海道特有の課題であるエリア内の公共交通の問題を解決すべく、広域観光周遊ルート事業や各地域が行う独自事業として、様々な取組が進められてきた。  
外国人周遊パス事業は、北海道新幹線開業に合わせ、二次交通充実の必要性・訪日外国人観光客対応として、周遊パスの試験導入により、都市間バス間の連携や移動円滑化に資する導入可能性調査（利用率向上・有効性・課題等）を整理することを目的に、平成 27 年度から開始された。平成 28～29 年度においては、バス事業者が主体となり、エリア拡大に向け事業間調整を行っている。平成 30 年度からは、予約制長距離バス区間も新たに発売するためのシステム開発を行うこととしており、本システムは、外国人周遊パスの予約購入が一括でできる Web 構築を図るものである。こうした動きに合わせて、プロモーション動画を作成し、Web への広告を実施し、台湾・香港・中国・韓国へ「Inter City Bus PASS」の利用実績拡大を目指し売込みを実施する。  
本共通パスは順調に利用実績を伸ばしているが、全道版周遊パス導入等により、今後も飛躍的に利用実績が増加することが見込まれる。本共通パスは道内バス関係各社が販売窓口となるが、大きな利用増が見込まれる中、窓口における外国語対応を大きく向上させるため、通訳アプリをインストールし、開発中のシステムとも連動したタブレットを関係バス会社に試験導入することにより、外国人観光客が本パス利用時（窓口における高速バス予約など）等における外国人対応を向上させることを目指す。
3. 実施期間 契約締結日～平成 31 年 3 月 20 日
4. 委託事業者向け事業説明会  
日時：平成 30 年 8 月 6 日（月） 11：00～12：00  
会場：公益社団法人 北海道観光振興機構 会議室  
札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階  
※出席を希望する場合は、別紙回答用紙に記載の上、平成 30 年 8 月 2 日（木）正午までに、電子メール又は F A X にてお申し込みください。

以上

担当：北海道観光振興機構 地域支援事業部  
観光開発支援グループ 当瀬  
電話：011-231-2900 F A X：011-232-5064  
E-Mail：k\_touse@visithkd.or.jp

**FAX 回答用紙**

平成30年8月2日（木）正午必着

FAX : 011-232-5064

E-Mail : k\_touse@visithkd.or.jp

北海道観光振興機構 地域支援事業部

観光開発支援グループ 当瀬 宛

「外国人向け周遊パス(Inter City Bus PASS 事業)」委託事業者向け事業説明会に出席します。

貴社名			
連絡先			
部署名 役職 氏名	部署名	役職	氏名

## 平成 30 年度外国人向け周遊パス（Inter City Bus PASS）事業企画提案指示書

公益社団法人 北海道観光振興機構

### 1. 事業目的

観光庁が設置した「世界に誇れる広域観光周遊ルート検討委員会」での審査を踏まえ、「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし北・海・道」（申請者：「プライムロードひがし北・海・道」推進協議会）が平成 27 年 6 月 12 日に国土交通大臣認定された。その事業対象地域である 5（総合）振興局内（上川、オホーツク、十勝、釧路、根室）ではこれまで「マーケティング」、「受入環境整備・交通アクセスの円滑化」、「滞在コンテンツの充実」、「情報発信・プロモーション」の 4 項目の各種取組を行ってきた。

一方、広大なひがし北海道特有の課題であるエリア内の公共交通の問題を解決すべく、広域観光周遊ルート事業や各地域が行う独自事業として、様々な取組が進められてきた。

外国人周遊パス事業は、北海道新幹線開業に合わせ、二次交通充実の必要性・訪日外国人観光客対応として、周遊パスの試験導入により、都市間バス間の連携や移動円滑化に資する導入可能性調査（利用率向上・有効性・課題等）を整理することを目的に、平成 27 年度から開始された。平成 28～29 年度においては、バス事業者が主体となり、エリア拡大に向け事業間調整を行っている。平成 30 年度からは、予約制長距離バス区間も新たに発売するためのシステム開発を行うこととしており、本システムは、外国人周遊パスの予約購入が一括でできる Web 構築を図るものである。こうした動きに合わせて、プロモーション動画を作成し、Web への広告を実施し、台湾・香港・中国・韓国へ「Inter City Bus PASS」の利用実績拡大を目指し売込みを実施する。

本共通パスは順調に利用実績を伸ばしているが、全道版周遊パス導入等により、今後も飛躍的に利用実績が増加することが見込まれる。本共通パスは道内バス関係各社が販売窓口となるが、大きな利用増が見込まれる中、窓口における外国語対応を大きく向上させるため、通訳アプリをインストールし、開発中のシステムとも連動したタブレットを関係バス会社に試験導入することにより、外国人観光客が本パス利用時（窓口における高速バス予約など）等における外国人対応を向上させることを目指す。

### 2. 事業対象地域

広域観光周遊ルート「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし北・海・道」形成促進地域他（十勝、オホーツク、釧路、根室の 4（総合）振興局内及び上川総合振興局のうち中南部）

### 3. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

### 4. 企画提案応募条件等

(1) 道内に本店、支店を有する単体企業又は道内に本店、支店を有する他企業との連合体とし、①～③のいずれかに該当し、かつ④の条件を満たすこと。

① 民間企業

② 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利法人

③ その他の法人、又は法人以外の団体等

④ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

(2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

なお、本件に係る「外国語対応環境の向上」にあるタブレットに関しては、インバウンドに窓口で乗車券を配布する際の ID 番号等を確認する事を想定しており、システムの連携が不可欠であるため以下の条件を満たす事が望ましい。

① 予約制都市間バスに係る PR 活動を過去 5 年間以上行った実績があること。

② 過去に北海道内で公共交通に係るシステムの構築及び運用、保守を行った実績があること。

③ 過去に北海道内でインバウンド向け交通チケット販売サイトの構築及び運用、保守を行った実績があること。

(3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行う人員・業務体制を取ることができる者であること。

### 5. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間

契約締結日～平成31年3月20日

(2) 業務スケジュール

7月27日(金) 事業提案募集の公示・企画提案指示書、資料の配布開始  
8月6日(月) 11:00～ 企画提案説明会  
8月9日(木) 12:00 企画提案参加表明締切  
8月17日(金) 17:00 企画提案書の提出期限  
8月下旬 企画提案の審査、委託事業者決定・契約締結・業務開始  
※平成31年3月20日(水) 全事業終了、事業報告書作成提出、精算

7. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお、期限までに参加表明がない場合は、企画提案書を受理しないものとする。

(1) 表明期限：平成30年8月9日(木) 12:00

(2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階  
公益社団法人 北海道観光振興機構 観光開発支援グループ(担当：當瀬)  
TEL 011-231-2900 Email: k\_touse@visithkd.or.jp

(3) 表明方法：電子メールにて行うこと(様式は任意、メール本文でも可)。

8. 委託業務内容

(1) 動画制作やWeb広報によるPR活動

これまで、道内の道央圏の一部地域のみを対象としていた Inter City Bus PASS だが、新たに予約都市間バス7路線等を対象に拡大した周遊パスとして平成30年12月を目処に道内各バス会社より共同開発される。それにともない、拡大する対象地域の動画を制作し、インバウンドがよく活用する Web へアップし、対象とする消費者に向けて直接訴求する広告など、利用促進PR活動を実施し、今回の新券種の販売にあわせたプロモーション活動も展開するもの。

※SNSによる発信(Facebook、YouTube、Instagram)による発信[英・繁・簡・韓]

なお、動画の内容としては、帯広・釧路などの東北道の観光地にスポットを当てたものを作成する。

(2) 各バス会社販売窓口等における通訳アプリインストール済タブレットの配置及びリーフレットの作成

外国人が窓口で本パスを利用する際における外国語対応は課題であり、インバウンドに窓口で乗車券を交付する際のID番号等を確認する事ができるシステムと連動したタブレット(30台)を活用することで、その活用結果を分析し、次年度以降の外国語対応の方針について検討を行う。また、パス購入者に利用方法や観光情報を提供するため、スムーズにパスが利用できるように対象となる路線や乗り方案内が理解できるリーフレット(英・繁・簡・韓、各1500部)を作成する。

(3) その他

上記取り組みにより、当該PASSの販売枚数を3000枚以上とする。

9. 予算上限額

7,640千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

10. 企画提案書及び見積り依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。

企画提案書作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) これまでの事業実績

会社の業務内容、インバウンド商品販売実績、海外における旅行市場調査実績について、過去3年分を記載すること。なお、観光機構事業の実績については記載を要しない。

- (2) 業務実施体制  
当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。  
なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

- (3) 業務スケジュール  
委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

- (4) 見積書  
費用項目の明細を記載すること。  
※例：人件費、交通費、宿泊経費、通訳費、体験料経費、保険費、コーディネート費等

#### 11. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の企画は、A4版のみとする。また、冒頭に企画提案書の全体構成を記載すること。
- (2) 企画提案を行う者が他の提案者の外注先又は協力先となることは、認めない。  
ただし、企画提案者でない者が外注先又は協力先として複数の提案に記載されることは、可とする。
- (3) 企画提案においてコンソーシアムを組む外注先及び協力先を記載する際には、当該外注先及び協力先に対して、企画提案に記載することについて事前に承諾を得ること。
- (4) 媒体の提案などで、A案・B案等と複数の案を記載している提案は審査対象外とする。
- (5) 本事業の事業費以外の費用を要するオプション事業の提案などは、行わないこと。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された企画提案書は、返却しない。

#### 12. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数8部（持参又は郵送の場合）  
※会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部。電子メールの場合は、会社名、業務従事者氏名を記載したもの、記載しないもの各1部。
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1  
公益社団法人 北海道観光振興機構  
地域支援事業部 観光開発支援グループ（担当：當瀬）  
TEL 011-231-2900 Email: k\_touse@visithkd.or.jp
- (3) 提出期限 平成30年8月17日 17:00
- (4) 提出方法 持参、郵送又は電子メールで提出すること。

#### 13. 企画提案に関する審査

- (1) プレゼンテーションを実施したうえでの審査を行う。
- (2) 同一事業において提案を提出する事業者が4者以上の場合は、書面審査を行い、原則、上位3者をプレゼンテーションの対象とする。
- (3) プレゼンテーション日時及び場所は、別途通知する。
- (4) プレゼンテーションに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (5) プレゼンテーション時の追加資料の配布については、認めない。

#### 14. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の点を審査し総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性  
提案された事業実施内容が、各地域の現状、課題に即し地域のニーズに合致したものであり、本事業のために効果的なものとなっているか。

- (2) 実現性  
事業の組み立てに具体性があり、いかに専門性を持つ企業組合となっているか。また、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (3) 業務遂行能力  
各事業実施のノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

15. 業務上の留意点

- (1) 業務内容の詳細については、事業提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合、受託者において必要な権利処理をおこなうこと。
- (4) 本事業は、観光庁が平成 30 年度に実施する「訪日外国人旅行者周遊促進事業」を活用する。このため、受託事業者は、観光機構より別途指示する「観光庁が示す要綱」に従った業務遂行とすること。

16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上